

半田市政記者クラブ同時

2023年7月27日(木)  
愛知県知多県民事務所環境保全課  
環境保全グループ  
担当 川島、鹿又  
電話 0569-21-8111(代表)  
内線 262、265  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、荒木  
内線 3050、3057  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 半田市における地下水汚染について

2023年4月25日に公表しました<sup>かみやてっこう</sup>神谷鉄工株式会社(半田市)の半田市内の同社管理地における土壌汚染について、同社が措置の検討のため地下水調査を実施したところ、汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

### 1 報告内容

(1) 報告者

神谷鉄工株式会社

(2) 報告年月日

2023年7月27日(木)

(3) 調査対象地

愛知県半田市<sup>はちけんちょう</sup>八軒町106番及び107番の各一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ほう素及び その化合物	28mg/L (28倍) <sup>注</sup>	1mg/L 以下	3 / 3

注：( )内は地下水基準に対する倍率を示す。

### 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去等を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、半田市と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

### 3 事業者の連絡先

神谷鉄工株式会社

住所 愛知県半田市八軒町120番地

電話 0569-22-7811

#### 4 調査対象地の概要

対象地は、1978年から2021年8月まで製瓦工場として利用されてきました。鉛及びその化合物及びほう素及びその化合物の使用等が確認されています。また、六価クロム化合物を取り扱っていた可能性があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

#### 参考 1

2023年4月25日（火）公表内容

#### 半田市における土壤汚染について

神谷鉄工株式会社(半田市)が、半田市内の同社管理地において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

#### 1 報告内容

##### (1) 報告者

神谷鉄工株式会社

##### (2) 報告年月日

2023年4月25日（火）

##### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市八軒町106番及び107番の各一部

##### (4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

##### (5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
六価クロム 化合物	0.056mg/L (1.1倍) <sup>注1</sup>	0.05mg/L 以下	0～0.5m	1 / 102
ほう素及び その化合物	1.9mg/L (1.9倍) <sup>注1</sup>	1.0mg/L 以下	0～0.5m	3 / 102

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	1,000mg/kg (6.7倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.5m	1 / 102

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング等を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

また、周辺の飲用井戸を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 参考2

#### ○基準を超過した特定有害物質について

- ・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3g、経口致死量は成人で15～20g、幼児で5～6g、乳児で2～3gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)